

【株式会社 Plan・Do・See に対する差止訴訟について和解成立】

2010年7月28日株式会社 Plan Do See と和解しました。

当ネットワークは、結婚式場の披露宴実施契約に高額な解約料条項を用いているとして、株式会社 Plan Do See に対する、解約料条項の使用差止請求訴訟を京都地方裁判所に提訴していました。

今般、この訴訟について、下記和解条項のとおり和解をしました。

同社がこれまで用いていた解約料条項を使用しないとするもので、当ネットワークの勝訴的和解です。

同社は、当ネットワークの申入れにもかかわらず、解約料条項を改定しませんでした。差止訴訟を提起したところ、すぐに当該解約料条項を改定しました。消費者団体訴訟制度がもたらした大きな成果といえます。

当ネットワークでは、同社が改定後用いている解約料条項についても合理性があるかどうかにつき引き続き検討をしていきます。

(和解条項)

- 1 被告は、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する金銭（キャンセル料）について、別紙記載の内容の条項を含む契約を締結しない。
- 2 原告はその余の請求を放棄する。
- 3 原告と被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 4 訴訟費用は各自の負担とする。

(別紙)

キャンセル料

本契約成立後にお客様のご都合によりキャンセルされる場合は、以下のとおり定めるキャンセル料をお支払いいただきます。なお、キャンセル料計算の起算日は、開催日前日とさせていただきます。以下の「最低保証金額」はお客様より書面によってキャンセルする旨、ご連絡を受けました日（郵便消印日）をもって算定いたします。

- ① 150日以前 本規約書の1で定めるお申込金の全額（100,000円）
- ② 149日～121日以前 最低保証金額の50%
- ③ 120日～91日以前 最低保証金額の70%
- ④ 90日～61日以前 最低保証金額の90%
- ⑤ 60日～16日以前 最低保証金額の100%
- ⑥ 15日～前日および当日 最終打合せ時確定金額の全額

最低保証金額＝（お料理最低保証額¥10,000＋お飲物最低保証額¥4,000）×契約時お申込人数＋正規の会場使用料

※上記①～⑤に該当する場合につきましては、すでに当社とお客様の間において実施した打合せにおいて、ご注文をお受けしたもののうち、費用が発生している場合は、その料金についてもお支払いいただきます。